

建築確認



手続きガイド

Ver 1.0

- P 2 はじめに
- P 3 業務範囲
- P 4 建築確認審査の流れ_概要版
- P 5 建築確認審査の流れ_詳細版
- P 6 申請方法
- P 7 郵送申請の流れ_建築確認申請概要版
- P 8 郵送申請に必要なもの_建築確認申請編
- P 9 図書の補正方法_郵送申請の場合
- P 10 図書の補正方法_窓口申請の場合
- P 11 訂正印の取扱い
- P 12 事前調査の重要性
- P 13 手数料
- P 14 手数料の免除



はじめに

平素より、一般財団法人岩手県建築住宅センターをご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

おかげさまで、当センターは、この春、設立 40 周年を迎える運びとなりました。

その節目として、当センターをご利用頂いている皆さま方や、今後当センターのご利用をご検討頂いている皆さま方に対し、様々なサービスを通じて、これまでの感謝をお届けしたいと考えております。

その第一弾として、平成 28 年 2 月から、Cポイントサービスと郵送による各種申請の受付を本格的にスタートさせていただきます。 ※ Cポイントサービスの詳細については、ホームページにてご確認ください。

そのため、郵送で申請される前に、今一度、書類等に漏れがないかどうかご確認頂くための一助となればと、建築確認申請を中心とした内容の「建築確認手続きガイド」を準備いたしましたので、ご確認頂ければ幸いです。

また、当センターでは、確認検査業務に併わせて、適合証明（フラット 35）業務、住宅性能評価業務、バリアフリー基準適合証明業務、長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務、構造計算適合性判定業務についても取り扱っておりますが、これらすべての業務で、郵送による申請が可能となっておりますので、併せてご利用くださいますよう、よろしくお願いいたします。

（ただし、適合証明業務の災害復興住宅融資に関しては、契約書や融資予約通知書の原本提示が必要となりますので、窓口申請のみとさせていただきますので、ご了承ください。）

郵送申請スタートにあたり、遠方よりご利用頂いている皆さま、そして、まだ当センターをご利用されたことがない皆さま方におかれましては、ぜひ、この機会に、当センターのご利用をご検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。

確認検査業務をととして、県民のみなさまの幸せのお役に立てれば・・との思いで、職員一同、「親切」・「丁寧」・「迅速」をモットーに、確認検査業務に努めてまいりますので、引き続きのご愛顧の程、よろしくお願いいたします。

平成 28 年 2 月 1 日

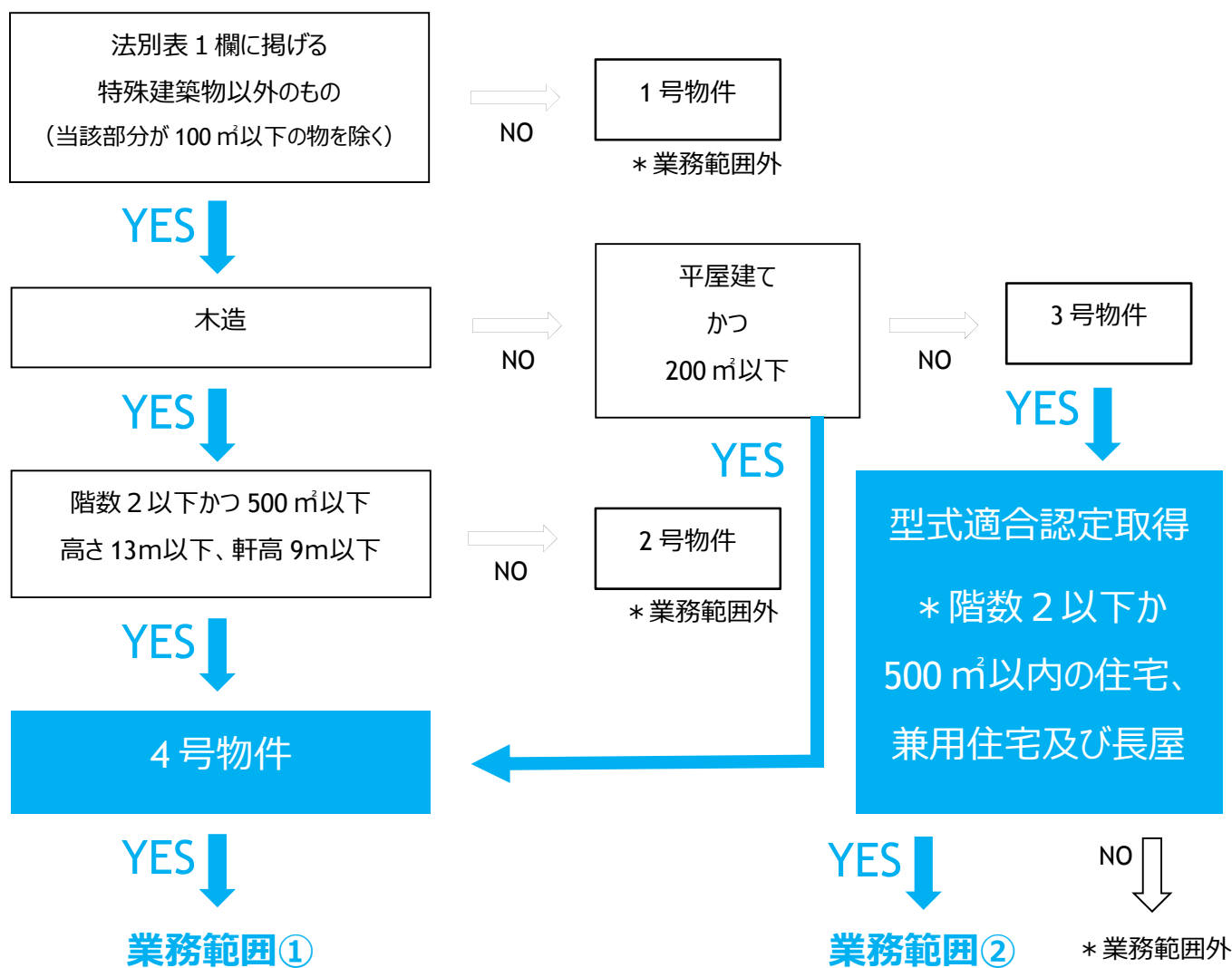
区域／岩手県内全域

業務対象建築物／以下①～④に該当する物件

- ① 建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物
- ② 同項第3号に掲げる建築物のうち、法第68条の10第1項の規定による型式適合認定（主要構造部の型式適合認定に限る。）を受けた一戸建ての住宅、兼用住宅及び長屋で2階以下かつ500㎡以内のもの。
- ③ 前号に規定する建築物に設ける建築設備のうち法第87条の2に掲げる昇降機
- ④ ①及び②の建築物と同一敷地内にある、令第148条第1項第2号に掲げる工作物

* 以下のフローチャートは、①と②の業務範囲に該当するかどうか判断される際にご利用ください。

* 判断に迷われる場合は、当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

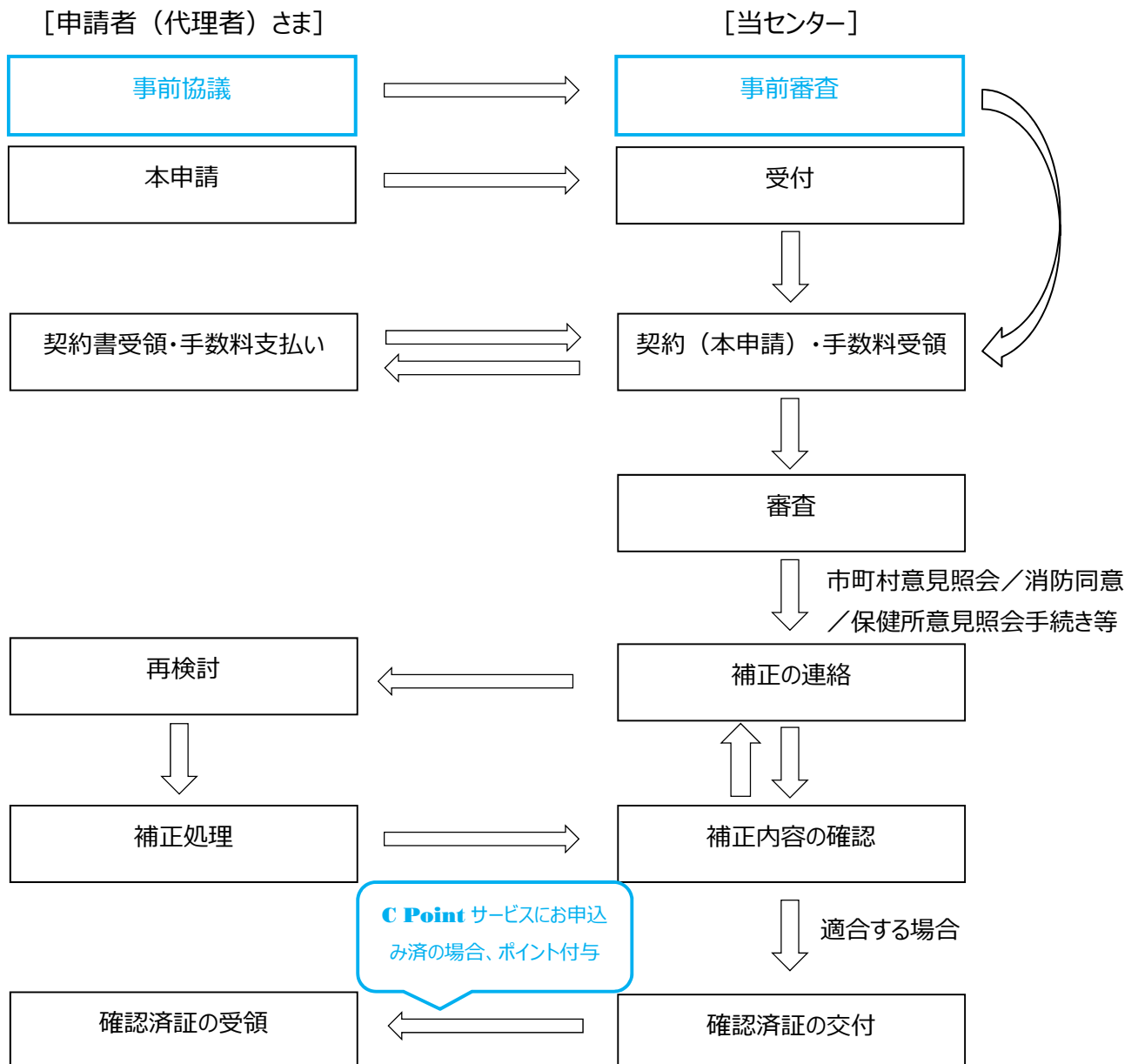


平成 19 年の法改正により、軽微な誤記や記載漏れなどを除き、図書の差替えや訂正がある場合には、再申請を求めることとなっております。

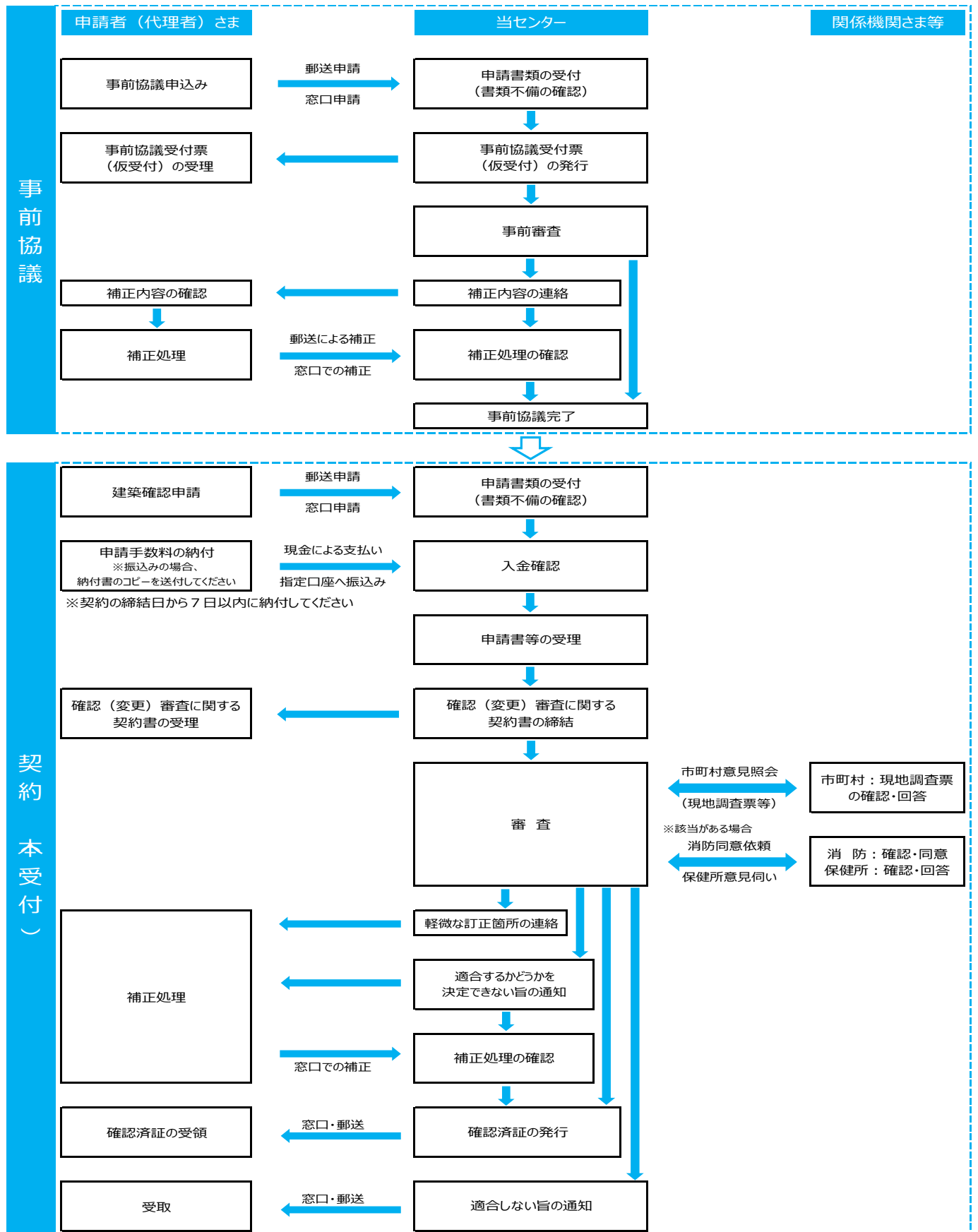
そのため、当センターでは、本申請前に設計図書のチェックを十分に行い、あらかじめ建築計画の内容を確定するため、事前協議を行っております。

事前協議を行うかどうかは、申請者さまにて選択して頂きますが、郵送申請の場合は事前協議からのみとなりますので、ご注意ください。

* 詳細版は、次頁の「建築確認審査の流れ」をご参照ください。



建築確認審査の流れ_詳細版



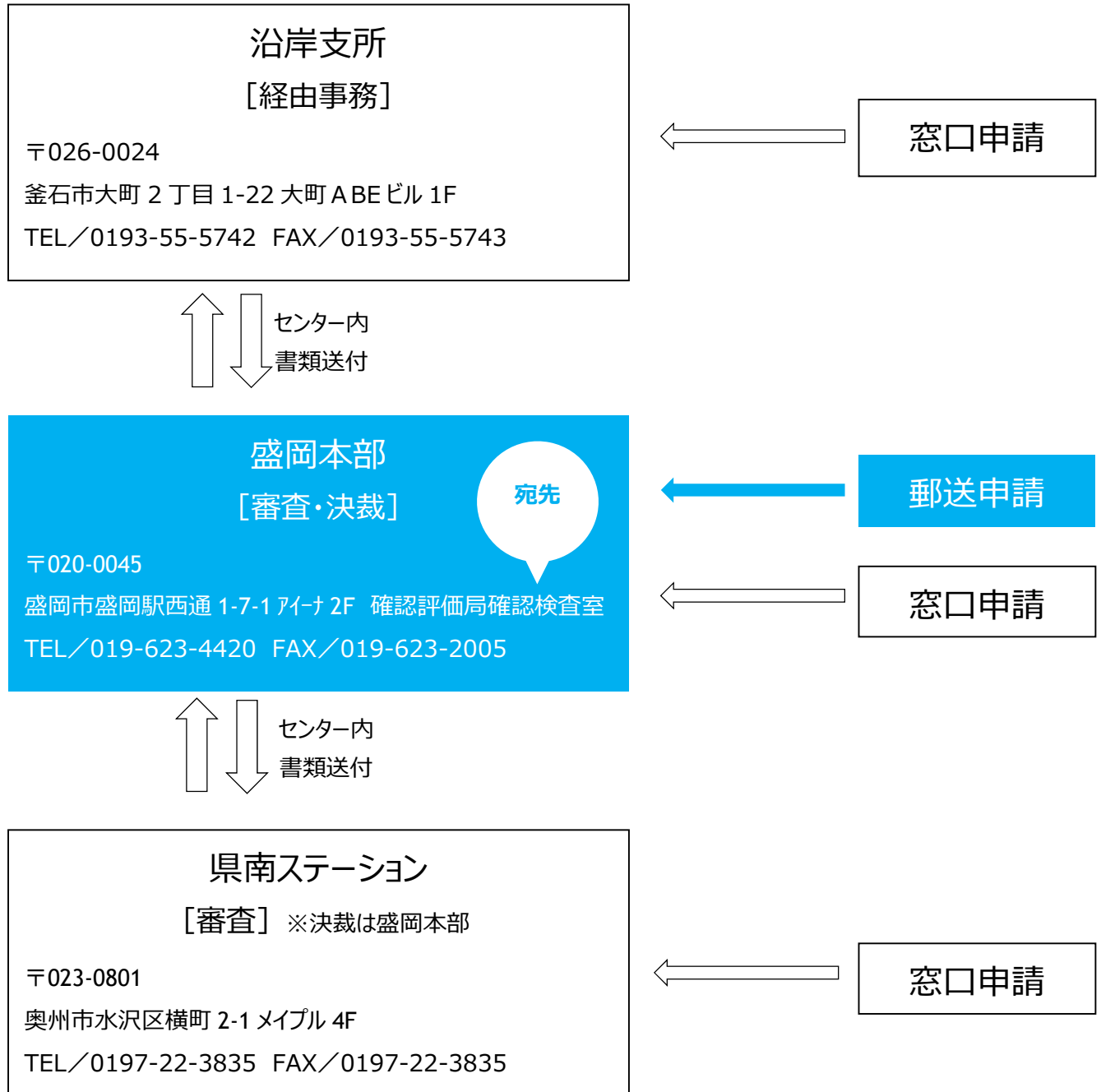


申請方法

代理者さまに対するサービス向上のため、平成 28 年 2 月より、郵送申請をスタートさせていただきます。
* 郵送申請は、盛岡本部のみで対応いたします。

窓口申請と郵送申請から、ご都合の良い方法をお選びください。

* 当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。



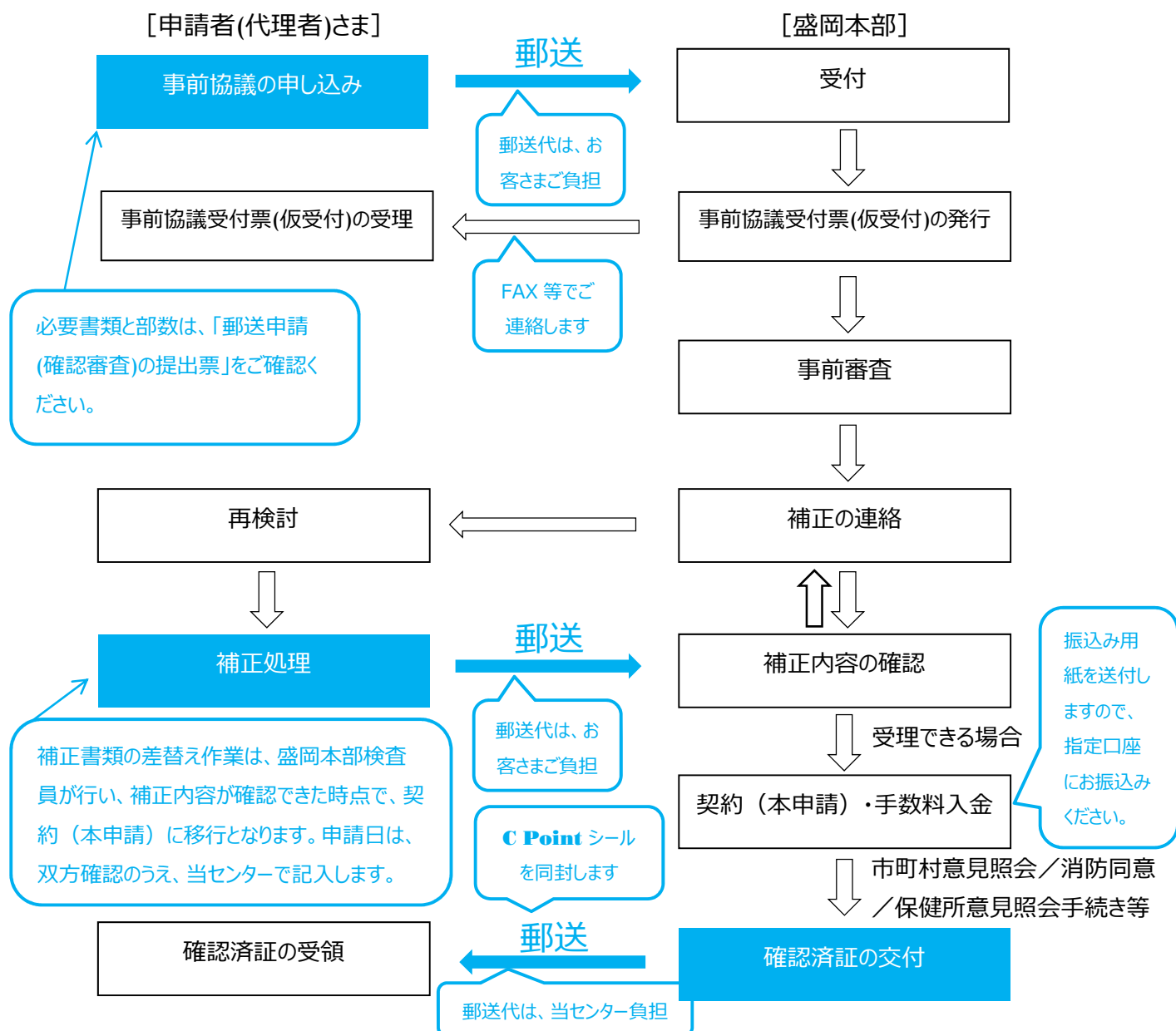
郵送申請は、事前協議からのみとなりますのでご了承ください。

「確認申請書等の申請・補正処理・確認済証等の受領」の一連の流れを、すべて郵送により完結できますが、ご希望により窓口対応も可能ですので、お気軽にお申し付けください。

郵送中のトラブル（書類紛失等）について、当センターでは責任を負えないことについてご了承ください、申請者さまの責任において確実な方法での申請をご検討ください。

確認申請書等は信書に該当しますので、郵便又は信書対応の便をご利用ください。

* 詳細は、P5 の「建築確認審査の流れ」をご参照ください。



郵送申請の場合、いまでご提出頂いていた書類のほかに、新たに「郵送申請（確認審査）の提出票」が1部必要となります。＊窓口申請の場合は不要（従来のとおり）です。

「郵送申請（確認審査）の提出票」の記載内容は、①連絡先のご記入 ②提出書類のチェックとなります。ご面倒をおかけいたしますが、書類紛失防止とスムーズな事前審査実施のため、必要事項のご記入と書類の提出について、ご理解とご協力をお願いいたします。

＊「確認審査図書の綴じ方（参考）」をご参考としてください。 ＊書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。

＊当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

↓ 県や市に申請している書類と同じもの……、とお考えください ↓

確認申請書

図面関係
ほか、浄化槽など

委任状

＊代理者の場合

・建築士免許証
・建築士定期講習
の写し

建築計画
概要書

工事届

新!

上記以外に、当センターで必要な書類

郵送申請
（確認審査）
の提出票

確認(変更)
審査に関する
契約書

建築確認
申請手数料
免除申請書
+
罹災証明の写し

現地調査票
or
他法令等調査票
（盛岡市のみ）

★新様式★

①連絡先記入
②提出書類チェック

本受付の際、契
約という形式で受
理します

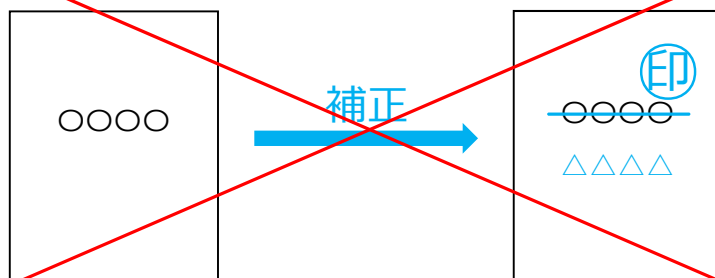
被災者の方で条件
に適合する場合に
提出します

盛岡市とそれ以外
の各市町村で様式
が異なります

郵送申請の場合の補正方法は、次のとおりとなりますのでご確認ください。

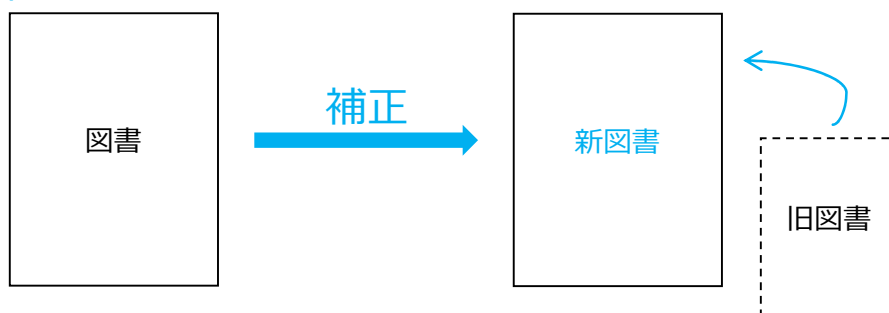
例1) 「〇〇〇〇」を「△△△△」に訂正する場合

原本が当センターにあるため、実質的に補正できない方法となります。



例2) 旧図書を新図書で補正する場合

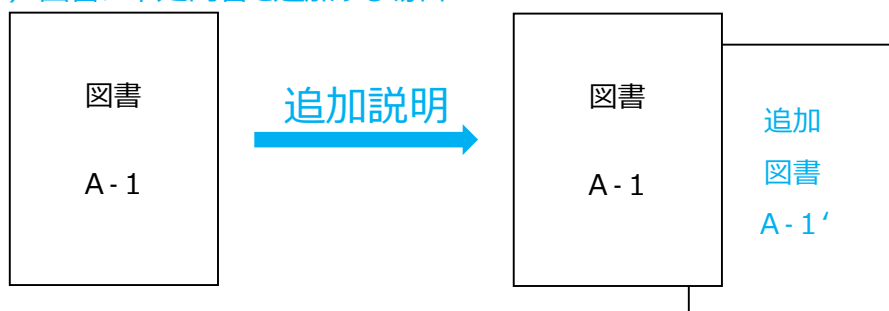
訂正した図書を郵送してください。差替え作業は、各検査員が行います。



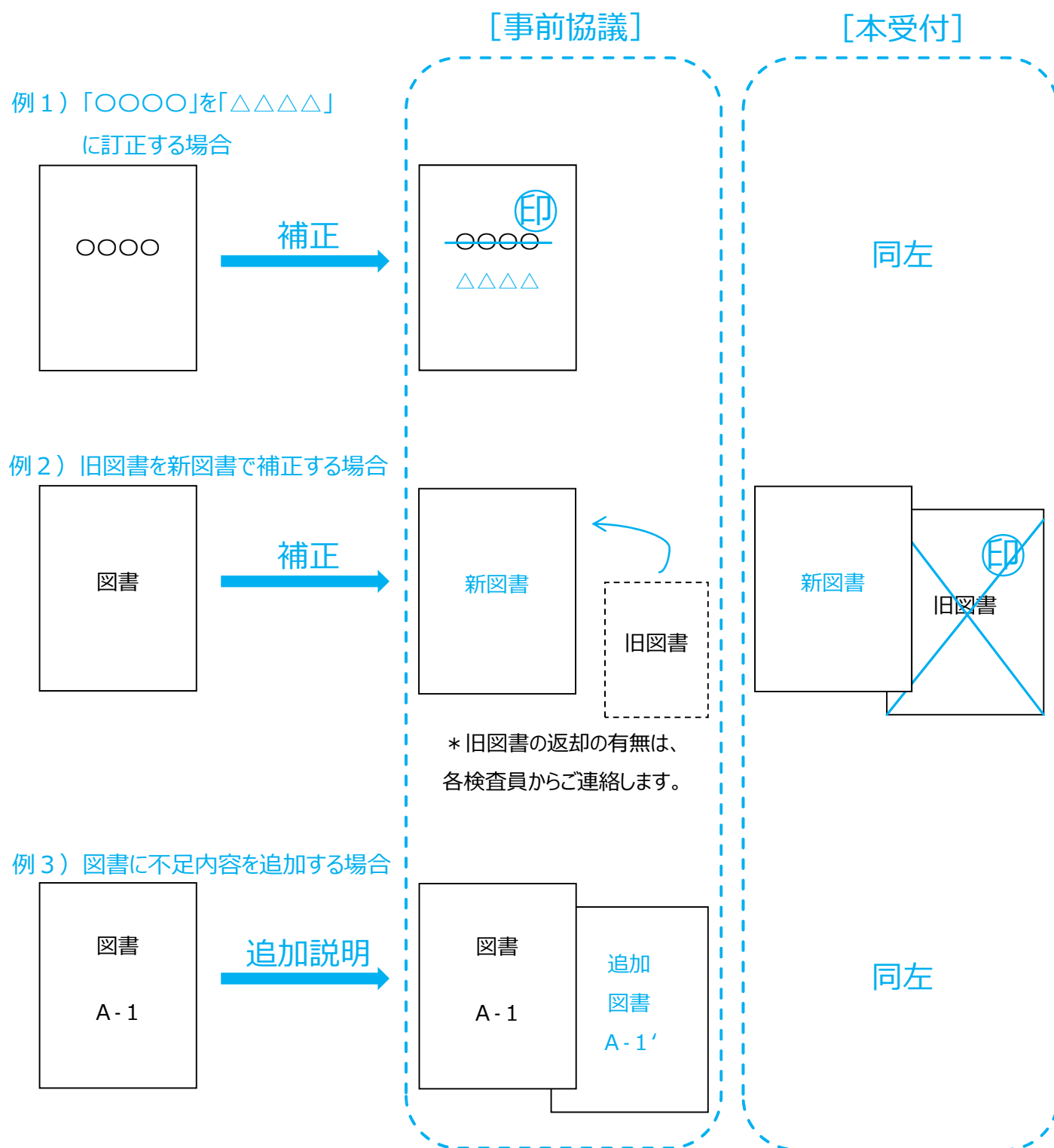
* 旧図書の返却の有無は、各検査員からご連絡します。

例3) 図書に不足内容を追加する場合

追加図書を郵送してください。差し込み作業は、各検査員が行います。

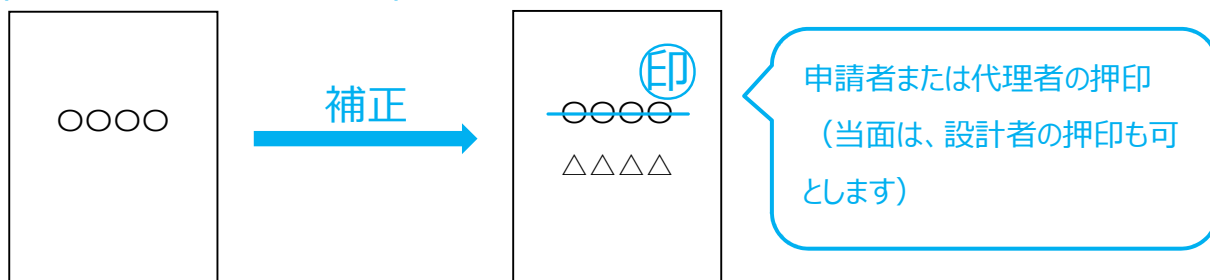


窓口申請の場合の補正方法は、次のとおりとなりますのでご確認ください。

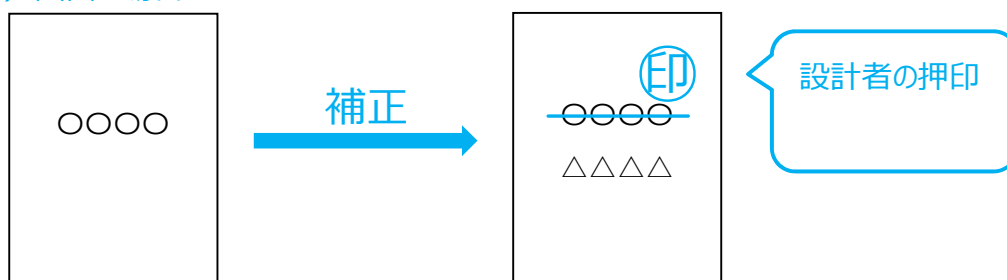


訂正印の取扱いは、次のとおりとなりますのでご確認ください。

例) 申請書（第一面から第六面）の場合



例) 図面の場合



例) 訂正印必要の有無

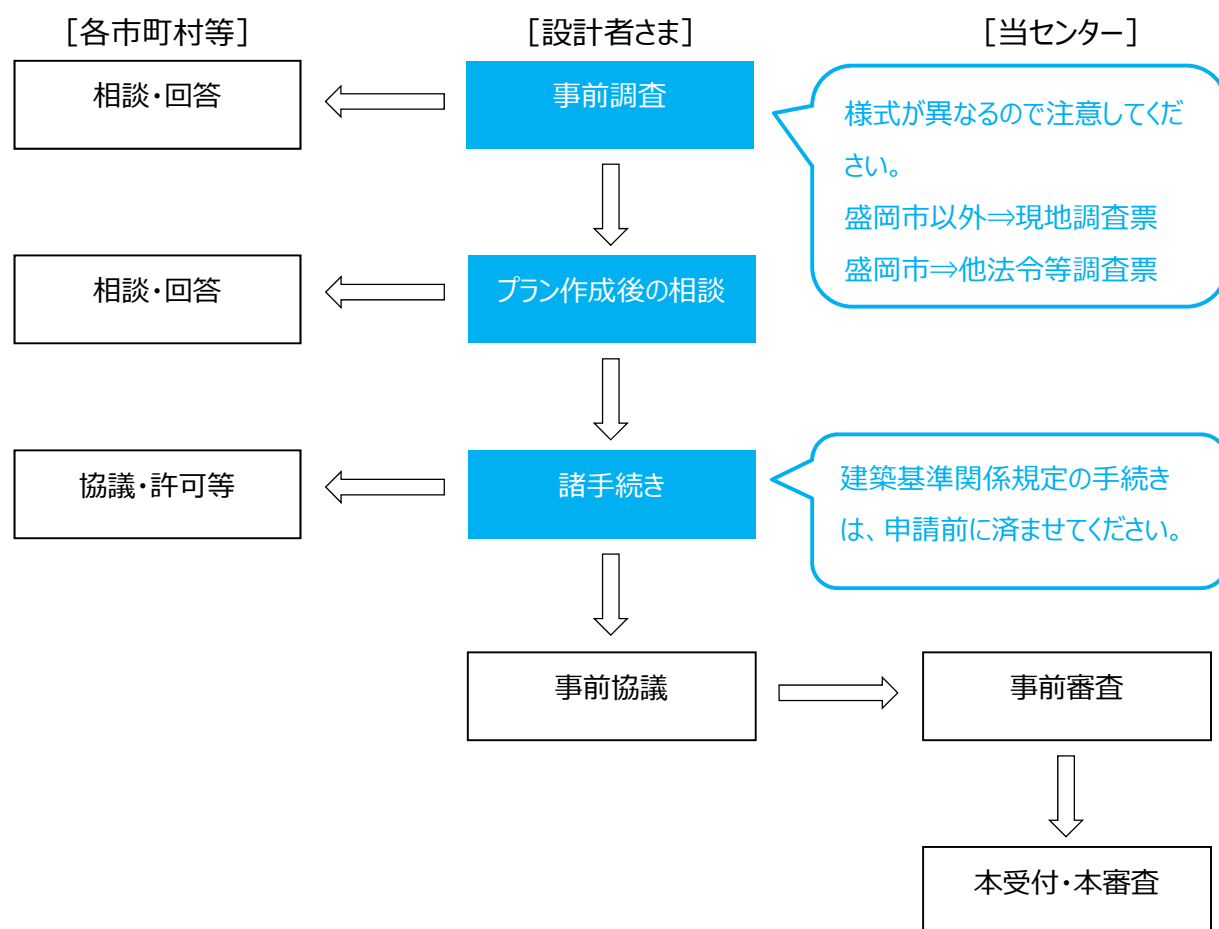
	訂 正	追 記
事前協議	要	不要
本受付	要	要

ケースにより異なります

建築関係の諸法令は年々複雑となっており、特に沿岸被災地では、新たな規制の網掛けや用途地域の変更など、日々更新されている状況化にあります。また、各市町村による特別の決め事や判断基準などもあるため、最新情報の収集や事前調査が重要不可欠であることは言うまでもありません。

そのため、当センターでは、「現地調査票（又は、他法令等調査票）」を重要な位置づけとしておりますので、設計者の皆さま方におかれましては、事前調査の重要性を十分にご認識頂き、建築計画の前段階で、各市町村等の関係課と十分に協議されたうえで、当センターでの確認申請の手続きを行って頂くよう、よろしくお願いいたします。

* 書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。



手数料／下記、手数料早見表のとおり

お支払期日／契約の締結日から7日以内

お支払い方法

① 窓口申請→現金によるお支払（券売機）又は当センター指定口座へのお振込み

② 郵送申請→当センター指定口座へのお振込み

※本受付時に、振込用紙をお送りします。

※振込み手数料と郵送代は申請者様ご負担にてお願いいたします。

* 以下の早見表は、手数料算定のご参考までにご利用ください。なお、詳細は、「一般財団法人岩手県建築住宅センター 確認検査業務手数料規程」によります。判断に迷われる場合は、当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

完了申請と同時に、適合証明(フラット 35)の竣工現場検査をお申込み頂くと、フラットの完了手数料から 2100 円をお値引きします。

●建築物（1 申請あたり）

床面積の合計	確認審査手数料	完了検査手数料
30 m ² 以内	8,000 円	15,000 円
30 m ² を超え 100 m ² 以内	14,000 円	18,000 円
100 m ² を超え 200 m ² 以内	21,000 円	24,000 円
200 m ² を超え 500 m ² 以内	27,000 円	33,000 円
500 m ² を超える	48,000 円	51,000 円

* 計画変更手数料：当該計画の変更に係る部分の面積の 2 分の 1

（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

●昇降機

	確認審査手数料	計画変更手数料	完了検査手数料
1 基あたり	9,000 円	5,000 円	13,000 円

●工作物

	確認審査手数料	計画変更手数料	完了検査手数料
1 申請あたり	8,000 円	4,000 円	9,000 円

このたびの東日本大震災で被災された皆さまに対し、心からお見舞いを申し上げます。

当センターでは、住宅などの建築をととして、県民の皆さまが幸せになるお役に立つことを使命としております。

そのため、被災された皆さまの一日も早い安全で安心な住まいの再建を願い、確認（変更）審査及び完了検査の手数料を免除（無料）とさせて頂くことで、少しでもお役に立てればと思っております。

対象／原則、「東日本大震災」において、住宅（持家に限る。また、併用住宅の場合は2分の1以上が住宅の用途であるものに限る。）に被害を受け、罹災証明がある場合
期間／平成27年4月1日～平成28年3月31日まで
（当面は、毎年4月に見直し更新の予定）

* 書式は、当センターホームページよりダウンロードできます。

* 免除を受ける場合、確認申請、計画変更申請又は完了検査申請を提出する際に、以下の添付をお願いいたします。

確認・計画変更申請の場合 → 「確認申請手数料免除申請書」と「罹災証明の写し」を1部

完了申請の場合 → 「完了検査申請手数料免除申請書」と「罹災証明の写し」を1部

* 判断に迷われる場合は、当センター下記連絡先まで、いつでもお気軽にご相談ください。

●建築物（1申請あたり）

床面積の合計	確認審査手数料	完了検査手数料
30㎡以内	8,000円 ⇒ 無料	15,000円 ⇒ 無料
30㎡を超え100㎡以内	14,000円 ⇒ 無料	18,000円 ⇒ 無料
100㎡を超え200㎡以内	21,000円 ⇒ 無料	24,000円 ⇒ 無料
200㎡を超え500㎡以内	27,000円 ⇒ 無料	33,000円 ⇒ 無料
500㎡を超える	48,000円	51,000円

* 計画変更手数料：500㎡以内まで無料